

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修の一部改正）

第二十四条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
一 二 三 四 五 六 七 八 九	(略) （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	一 二 三 四 五 六 七 八 九	(略) （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）
一 二 三 四 五 六 七 八 九	(略) （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	一 二 三 四 五 六 七 八 九	(略) （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）